

令和5年度（2023年度）環境・エネルギー産業総合支援事業
委託業務処理要領（案）

1 目的

この要領は、委託者が受託者に委託する令和5年度（2023年度）環境・エネルギー産業総合支援事業委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の目的

本業務は、道内企業における環境・エネルギー関連産業※（以下「環境関連産業」という。）への参入促進、今後、成長が期待される産業分野に関する技術・製品の開発、販路拡大、人材育成等を総合的に支援するため、環境関連産業に関する各種調査、事業者向けセミナー等の開催及び展示会への出展、広報媒体を活用した普及啓発などを包括的に行うことで、環境関連産業の振興、新規ビジネスへの拡大に資することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 環境関連産業実態等調査、開発・参入支援及び人材育成業務

ア 環境関連産業実態等調査（企業ヒアリング、文献調査等）の実施

(7) 道内企業を対象とした環境関連産業参入状況等調査

- ・道内企業に対するアンケート調査を実施し、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」に基づく「環境関連産業参入状況等」の調査を実施し、集計・分析を行うこと。
- ・調査対象については、道が受託者に調査対象企業リストを提供し、その中から400社を抽出し、郵送による調査を行うこと。※本調査は国の統計データを活用するため再委託不可。
- ・調査の実施、集計、分析を行うにあたり、複数名により内容を精査すること。

【調査内容（案）】

- ①現在、実施している環境ビジネスの有無
 - ②今後、実施したいと考える環境ビジネス
 - ③今後、導入を検討する次世代自動車の状況
 - ④今後、導入を検討する再エネ・省エネ機器
- など

(イ) 環境関連産業の市場動向等調査

- ・環境関連産業に係る道内外の市場動向等を調査すること。
- ・将来、道内企業による環境関連産業への参入や道外への進出を促進する際のポイントを調査すること。
- ・調査の実施に当たっては、令和4年度に道が行った環境関連産業実態等調査結果を踏まえ、既存の文献資料の調査のほか、専門的知見を有する有識者や企業、シンクタンク等へのヒアリング調査により行うこと。

【調査内容（案）】

- ・道内企業による参入が期待される環境関連ビジネス全般についての最新動向調査
 - ・道内で成長が期待される有望分野（例：住宅・建築物の改修、次世代電力マネジメント）についての詳細調査
- など

イ 環境・エネルギービジネスセミナー（札幌開催）

環境関連産業に参入をしている、もしくは今後、新たに参入を検討する道内企業向けにセミナーを開催すること。

(7) 内容・構成

次の事項を参考に最適なテーマ、実施方法を企画し、提案をすること。

- ① 開催場所は、札幌市内（1か所）とすること。
- ② 実開催とインターネット配信を併用した方法により実施すること。
- ③ 講演は、メイン講演（基調講演）1名、60分以内。サブ講演2名、各30分以内とすること。
- ④ 講演資料は、参加者に配付できるよう、事前に講演者と協議すること。
- ⑤ 講演内容については、次を参考に多くの道内企業が関心を持ち、参入を促す企画・内容となるよ

う工夫するとともに魅力的な講師の人選を行うこと。

【セミナー企画、メイン講演（基調講演）、サブ講演（案）】

セミナーの名称、テーマ、構成、講師の選定にあたっては、主に道内中小企業を対象としたセミナーであることを想定した企画とし、昨今の環境関連産業を取り巻く状況の変化（例：国のエネルギー基本計画や審議会、カーボンニュートラル（ゼロカーボン北海道）、SDGs、国内外のビジネス動向等）、道内外で開催される「ビジネス EXPO」、「エコプロ」、「ENEX」等の環境・エネルギー関連イベントにおける展示・講演会のテーマや傾向などを参考とすること。

<メイン講演（基調講演）>

- ・国内外における環境関連産業の最新動向を紹介するほか、講演内容は、既に環境関連産業へ参入している企業や、参入を検討している企業のほか、現在、参入を検討していない企業にも関心が持てるテーマとすること。

<サブ講演>

- ・環境関連産業に係る企業等の最新動向について紹介することで、聴講者に新規参入を促す内容とすること。
- ・今後、道内企業による参入が有望と見込まれる環境関連産業の紹介、道内外で開発された省エネ・新エネ関連技術・製品の導入例の紹介、国内での成功事例の紹介、道内中小規模事業者による販路拡大に向けて参考となる情報とすること。

(イ)配信方法

- ① 本事業は、実開催を基本とするが、来場できない参加者向けにリアルタイムに配信する「インターネット生配信」のハイブリッド型による開催とすること。
- ② 配信方法は、生配信を基本とするが、生配信が困難な場合、あらかじめ録画した配信データを告知した日時・期間に配信する「録画配信」を可とする。
- ③ セミナーの配信後、事業効果を継続させるため、できるだけ多くの視聴者が閲覧できるようアーカイブの配信が可能な期間を設定するとともに、配信期間については、登壇する講師の意向、配信ツール管理者等に配慮した上で決定すること。
- ④ 動画の配信後、広報媒体を活用することでアクセス数が増えるような工夫を行うこと。
- ⑤ 配信ツールにあたっては、配信動画や資料ダウンロード失敗などの技術的トラブルが回避されるよう、閲覧者が使用しやすく、セキュリティにも配慮した専用ホームページを制作し、そこから配付資料をダウンロードによる配付や、配信システム（例：YouTube、ZOOM、Teams）を掲載するなど、最適な配信方法とすること。

ウ 環境・エネルギービジネス勉強会

実開催により、産業支援機関、金融機関、大学・研究機関等を対象とした勉強会を開催すること。

(ア) 内容・構成

次の事項を参考に最適なテーマ、実施方法を企画し、提案をすること。

①開催場所・回数

道内4か所（道央（札幌市以外）、道南、道北、道東）で各1回

②対象者

各地域に所在する産業支援機関（中小企業総合支援センター、商工会議所・商工会）、金融機関（銀行、信用金庫等）、大学・研究機関（大学、高等専門学校、試験研究機関）

③内容

- ・国内外における環境関連産業の動向についての情報提供
- ・道内各地域の特性・産業構造等に応じた環境関連産業の参入可能性についての情報提供
- ・地域連携による環境関連産業の振興や、道内企業の参入促進に向けた意見交換

④講師

原則、道内の環境関連産業に知見がある講師、コーディネーターを招聘し、実施すること。

エ 環境・エネルギー産業開発・販路拡大サポート相談会

実開催（対面）、または、オンライン開催により道内環境関連産業企業向けの「開発・販路拡大サポー

ト相談会」を開催すること。

(ア) 相談会概要

道内中小企業が環境関連産業への新たな参入や道外進出などの販路拡大にあたり、有益かつ必要な情報（例：環境関連製品の開発に係る技術的な助言、道総研など試験研究機関や大学などとのマッチング、道内外市場へ販路拡大に向けたパートナー企業とのマッチング、金融機関の融資制度など）を提供する個別相談会を開催すること。

(イ) 相談会の回数

5回（5者（社）程度）

(ウ) 内容、形式等

①実開催・オンライン開催（共通事項）

- ・相談時間については、1事業者あたり60分/回を目安とすること。
- ・オンライン開催の場合は、事前に配信時間を決めて相談者、助言者が相互で意見交換が可能な「生配信」とすること。
- ・相談会の実施にあたり必要な情報（質問票、会社概要、製品資料など）を相談者から事前に収集するとともに、受託事業者による事前ヒアリングを行うこと。

②実開催の場合

原則、環境・エネルギービジネスセミナーと同日に開催するよう努めること。

③オンライン開催の場合

配信ツールの選択にあたっては、相談者が利用する配信システムを事前に聴取の上、主要な配信システム（例：ZOOM、Teams）から選択出来るよう、セキュリティに配慮した最適な配信方法を選択すること。

(エ) 助言者の選定

助言者の選定にあたっては、事前に相談者・団体（例：産業支援機関、コンサルティング、中小企業診断士、弁理士、金融機関、大学・研究機関など）を選定し、募集時に助言者を提示した上で、その中から相談者が希望する相談内容に応じた最適な助言者を選定すること。

(オ) 相談者に対するアンケート調査

相談会終了後、相談者に対するアンケート調査を行い、相談会の評価、課題解決の有無等を聴取するほか、今後の環境関連産業へ参入、道外への進出の課題や問題点など情報を取りまとめること。

(2) 環境関連製品・サービスの販路拡大及び普及啓発業務

次の展示会に出展するとともに、広報媒体を活用した啓発活動を行うこと。

ア 展示会（ENEX2024（主催：（一社）省エネルギーセンター）※実出展）

(ア) 開催時期（予定）

令和6年（2024年）1月31日～2月2日（開催日の前日は展示準備）

(イ) 会場

東京ビッグサイト（東京都江東区）

(ウ) 出展内容案

①出展ブース

15ブース（最大15企業分の出展が可能）

②出展内容

- ・北海道ブース全体及び出展企業の展示ブースの造作、展示に係る諸業務※を行うこと。
※出展企業による展示作業の補助を含む。
※北海道ブースであることが来場者にわかるよう効果的な配置とすること。
- ・展示品出展に活用可能なPR用資材（例：出展企業紹介・展示品に関する紹介パネル（各社2枚程度）、マッチングカードの製作）をすること。
- ・出展企業及び展示物を紹介するパンフレット（500部程度）を作成し、会場で配布すること。
なお、パンフレットは単なる企業・商品リストではなく、その活用例を掲載するなどの内容に加え、QRコードを印刷することでWeb展示会や企業HPへの誘導を行うこと。

③ブース内の展示に係る調整・運営・補助

- ・主催者等との連絡調整、出展企業との展示品に関する調整、手配、補助を行うこと。
（例：展示会開催前後における展示品の設置～撤収～展示品返送までの一連の業務補助）
- ・展示会当日のブース運営（責任者1名、補助者2名以上）
環境・エネルギー技術を説明できる説明補助者を立会させること。
- ・展示ブースの設営、運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮すること。

- ・ イベント実施中に出展ブースへ説明者の出席が出来ない企業については、来場者からの問い合わせにオンラインで対応、商談ができるテレビ電話システム（例：ZOOM、Teams）等を準備し、設置、通信に関する費用については、受託者負担とすること。
- ・ 展示製品の輸送など、設置に係る経費については、出展企業1社あたり10万円（税込み）を限度額として受託者負担とすること。
- ・ 展示製品の動作（デモンストレーション）に必要な電気配線、電力使用料金については原則、受託者負担とすること。

(エ) ブース出展企業に対する調査

- ・ イベントに出展する企業に対して、出展効果や課題及び道外への進出状況等についてアンケート調査をすること。

【調査内容（案）】

出展者に対する調査

- ・ 展示製品や企業情報についての来場者からの問い合わせ件数
- ・ 出展後（事後）における販売契約件数、代理店契約件数
- ・ 出展に対する評価（課題・要望）

など

(オ) Web 展示会

①内容

- ・ Web 展示会（北海道ページ）の制作をすること。
- ・ 出展者が制作する各社 HP の制作補助（原則、出展者が制作）をすること。
- ・ HP 制作にあたっては、主催者が提供するテンプレートを活用するとともに実出展で使用する展示物（出展企業から提供される画像、動画）を活用するなど、効果的な展示となるよう各出展者との調整をすること。

②展示会費用

- ・ Web 出展費用は、実出展費用に含まれる。（無料）

イ 展示会（スマートエネルギーWeek2023（主催：RX Japan 株式会社）※実出展、Web 出展）

(ア) 開催時期（予定）

令和5年（2023年）11月15日～17日（開催日の前日は展示準備）

(イ) 会場

インテックス大阪

(ウ) 出展内容案

①出展ブース

3ブース（最大6企業分の出展が可能）

②出展内容

3(2)ア(ウ)②と同様の内容とする。

③ブース内の展示に係る調整・運営・補助

3(2)ア(ウ)③と同様の内容とする。

(エ) 北海道ブース出展企業及び来場者に対する効果等調査

3(2)ア(エ)と同様、アンケート調査・集計・分析をすること。

(オ) Web 展示会

①内容

- ・ Web 展示会（北海道ページ）の制作及び出展者 HP の制作補助（原則、出展者が制作）をすること。
- ・ HP 制作にあたっては、主催者が提供するテンプレートを活用するとともに実出展で使用する展示物（出展企業から提供される画像、動画）を活用するなど、効果的な展示となるよう各出展者との調整をすること。

②展示会費用

- ・ Web 出展費用は実出展費用に含まれないため、受託者負担とすること。

(カ) 留意事項

- ・ 出展ブースの空き状況等により、スマートエネルギーWeek2023 への出展が不可の場合、道外で行われる他の展示会への出展に変更することも可とする。

ウ 広報媒体を活用した次世代自動車の普及啓発業務

(ア) 時期（予定）

契約締結日～令和6年（2024年）2月

※原則、夏～秋とすること。

(イ) 内容（案）

- ・次世代自動車及び充電施設等の普及啓発を図るため、道内を舞台とした紙面企画を作成するとともに、広報媒体（例：道内で販売される雑誌、HP、SNS等）と連動し、効果的な普及啓発を行うこと。
- ・内容については、例えば、次世代自動車が道内の観光名所等を舞台としたお出かけ、小旅行（例：温泉、道の駅の周遊、キャンプ、グルメ）などの道民の余暇活動や日常生活など身近な場面における次世代自動車の活用方法や性能を紹介するとともに、身近な場所（例：観光名所、道の駅、キャンプ場、温泉、公園）に設置されている急速充電施設や充電方法を紹介することで、多くの道民、企業が次世代自動車の利活用について関心を持ち、今後の購入意欲につながる内容とすること。

(ウ) 活用する広報媒体

①道内で販売される雑誌 1雑誌

※雑誌内で掲載中の既存の企画、コラムなどと連動するなど相乗効果が期待出来る企画とすること。

②①の内容を紹介する広報媒体（HP、SNS等） 1媒体以上

③①の製作物は道に帰属とするとともに、委託契約が終了後も製作物を道が自由に使えるようにすること。

エ 次世代自動車展示会業務（実展示）

(ア) 開催時期（予定）

契約締結日～令和6年（2024年）2月のうちの1日（前日は開催準備）

※原則、集客が見込まれる時期（夏～秋）の土日祝祭日とすること。

(イ) 内容（案）

- ・次世代自動車及び充電・充填施設の普及啓発を図るため、自動車メーカー及び自動車販売店、次世代自動車所有者等と連携し、道民、企業向けの展示会を行うこと。
- ・展示会場については、札幌市内とし、多くの道民、企業が来場可能な場所にて開催すること。
- ・展示車両は5台程度とし、原則、複数メーカーが製造・販売する車両を使うこと。
- ・次世代自動車（例：EV、PHEV、FCV等）の活用方法や性能紹介するとともに、来場者が試乗が出来るよう配慮すること。
- ・急速充電施設や充電方法を紹介することで、より多くの道民、企業が次世代自動車の利活用、今後の購入意欲につながる内容とすること。
- ・屋外での開催する場合、雨天時を想定したイベント内容（テントの使用等）とすること。
- ・新型コロナ等により実開催が出来ない場合、Web等を活用したバーチャル開催を可とする。
- ・次世代自動車の展示にあたっては、次世代自動車の性能や充電施設を紹介するパネルを製作、掲示すること（10枚程度）。
※自動車の所有者から貸与されたパネルデータの印刷、掲示も可。

(ウ) 留意事項

- ・開催にあたっては、来場者の相乗効果を図るため、道の協議により、道の関係機関、他団体との共催により開催することを可とする。

(3) 報告書等の提出

業務終了後、次の報告書等を提出すること。

ア 報告書（A4版） 1部

イ 報告書（概要版：報告書の内容を2～4頁程度に要約したもの。A4版） 1部

ウ 業務において製作したパンフレット、パネル、チラシ、動画、配信映像等の製作物及びその電子データ等の製作物の電子データ（PDF、イラストレーター） 一式

エ 上記を保存した電子媒体（DVD-R） 1枚

(4) 著作権

上記（1）～（3）において作成した成果物の著作権は道に帰属する。※道による成果物の二次使用

を含む。

また、著作権及び肖像権等に関し権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、業務の進捗に応じて、委託者に対して情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行することとする。
- (2) 受託者は、委託者の指示に誠意をもって適切に対応するとともに、業務の実施に関し、不明な点が生じた場合は、その都度協議を行い、事業の円滑な実施に努めることとする。
- (3) 受託者は、当該業務の実施に際し入手・利用した情報等を委託者に提供することとする。
- (4) 受託者は、当該業務に関連して委託者が所有する資料等を使用できるが、この場合、使用状況を明らかにするとともに、使用後は委託者に返却することとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の中止や業務内容を変更する場合がある。

5 提出書類

- (1) 契約締結後
受託者は、契約締結後、契約書第4条に基づき、遅滞なく業務処理計画書（別記第1号様式）を委託者に提出するとともに、第6条に基づき業務処理責任者（管理技術者）選定通知書（別記第2号様式）により委託者に通知すること。
- (2) 実績報告
受託者は、業務を完了したときは、契約書第11条に基づき実績報告書（別記第3号様式）及び収支精算書（別記第4号様式）に掲げる報告書等を添えて委託者に提出すること。
- (3) 概算払
受託者は、契約書第13条に基づき概算払を受けるときは、概算払請求書（別記第5号様式）及び収支計画書（別記第6号様式）により、概算払の請求を行うこと。